

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

令和7年12月10日

日本下水道事業団

完全週休2日（土日）適用工事実施要領

（R8.1.19以降公告工事適用）

（完全週休2日交替制適用工事については別に定める）

1. 週休2日の定義

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとするが、必要に応じて、監督員と協議することができる。

②月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

ただし、次の期間は対象期間から除く。

- I. 夏季休暇（3日間）および年末年始休暇（6日間）
- II. 工場製作のみの期間
- III. 工事全体を一時中止している期間
- IV. 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- V. 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

工事着手後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、原則として同一の週で土日に代わる現場閉所日（以下、「代替閉所日」という。）を設定する。この場合、当該週の土日を現場閉所したものとみなす。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、監督職員と協議を行い週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。対象外とする期

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

間は必要最小限の期間とするものとし、その期間においては、技術者及び技能労働者が休日を確保できるように努める。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、現場閉所を予定した日に実施する以下の項目については現場閉所日に算定できる。

- I. 降雨・降雪等により休工した場合（予定外の休工を含む）
- II. 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
- III. 異常気象等による安全パトロール
- IV. 現場閉所を予定した日に現場見学会等、現場を公開する場合

完全週休2日（土日）の判断にあたり、対象期間内の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行う。現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、2. の工事着工前の受発注者間の協議により変更できるものとする。

また、月単位の週休2日（4週8休以上）の判断にあたり、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所または休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。ただし、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所または休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

2. 発注方式

受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議する受注者希望方式である。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

契約後速やかに「完全週休2日（土日）適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議すること。そのうえで、契約後30日以内に完全週休2日（土日）適用工事实施同意（不同意）届出書を提出すること。

3. 対象工事

週休2日適用の有無は入札公告に明示する。令和8年1月19日以降に公告する

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

全ての工事を対象とする。なお、以下のいずれかに該当する工事は原則として、対象外とする。

- 1) 配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事
- 2) 現場閉所が馴染まない工事
- 3) 施工期間に制約がある工事
- 4) 発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）である工事

4. 積算方法等

(1) 補正係数

対象期間における現場の閉所状況に応じて、補正係数を乗じるものとする。

1) 【土木工事、機械設備工事、電気設備工事】の補正

現場の閉所状況に応じて、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式および土木工事標準単価における週休2日の取得に要する費用の計上は別紙1による。

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

2) 【建築、建築機械設備工事、建築電気設備工事】の補正

現場の閉所状況に応じて、労務費、現場管理費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に関する単価の補正係数は別紙2による。

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	1.01	—

(2) 補正方法

- 1) 入札説明書等において完全週休2日（土日）に取り組む旨を明記した工事について、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- 2) 当初契約後、受注者が完全週休2日（土日）を希望しない場合は、直近の契約変更において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

3）現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成かつ、月単位の週休2日（4週8休以上）が達成している場合は補正係数を月単位の週休2日（4週8休以上）に変更する。また、月単位の週休2日（4週8休以上）が未達成のものは、補正係数を除した変更とし、通期の週休2日を達成できるように取り組むものとする。

5. 対象工事である旨等の明示

完全週休2日（土日）適用工事の場合は、設計図書等（入札公告、入札説明書、特記仕様書等）に対象工事である旨等を明示する。

(1) 入札公告、入札説明書の明示例を以下に示す。

次のとおり一般競争に付します。		
1	公告日	令和〇年〇月〇日(〇)
2	契約職	〇日本本部長 〇 〇
－省略－		
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・〇〇審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有・無
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	有・無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有・無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有・無
3.9.6	VE試行工事	有・無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	有・無
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	有・無
3.9.9	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有・無
－省略－		
「3.9 その他」の補足説明		
(1)		
：		
：		
－省略－		
<p>(〇) 「週休2日制適用工事」試行対象工事は右欄の有無による。なお、「週休2日制適用工事」は「完全週休2日（土日）適用工事」と読み替えるものとする。「有」の場合、当初予定価格において完全週休2日（土日）の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、完全週休2日（土日）を達成しない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」等による。</p>		

(2) 特記仕様書記載例を以下に示す。

完全週休2日（土日）適用工事（受注者希望方式）の実施

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、完全週休2日（土日）について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する完全週休2日（土日）適用工事の試行工事である。
- 2) 完全週休2日（土日）の考え方は、当該工事の対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことである。現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、
 - 1) の受発注者間の協議により変更できるものとする。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

- 3) 受注者は契約後30日以内に「完全週休2日（土日）適用工事実施同意（不同意）届出書」を提出する。
- 4) 本工事において、完全週休2日（土日）を実施するために、施工計画書（当初）（電気工事では現場工事施工計画書）に具体的な実施日を記載し提出すること。なお、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。
- 5) 受注者は「工事予定・履行報告書」提出時において、「工事予定・履行報告書」等に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し監督職員の確認を受ける。なお、受注者は「現場閉所報告書」を提出すること。
- 6) 実施内容および方法は「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」によるものとする。

6. 現場閉所の確認方法等

- (1) 受注者は「工事予定・履行報告書」に現場閉所の予定および実績を記入し、監督職員に提出する。
- (2) 監督職員は、月1回程度を目安に「工事予定・履行報告書」に記載された現場閉所予定および実績の確認を行う。
- (3) 受注者は、監督員から現場閉所実績を確認できる資料を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に求められた場合は、その都度「現場閉所報告書」を速やかに提示しなければならない。

7. 留意事項

- (1) 契約後速やかに「完全週休2日（土日）適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議する。
- (2) 実施に向けた課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督職員と協議を行う。
- (3) 受注者は施工計画書（電気工事では現場工事施工計画書）に以下の条件を満たす工程表を添付して監督職員に提出する。
 - ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工事予定・履行報告書に明記する。
 - ・工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- (4) 対象期間中にやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合には、事前に代替休日を設定して監督職員と協議を行う。
- (5) 監督職員が、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

の確認する場合には工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示する。

（6）監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日における作業（資料作成を含む）が発生するような指示等を行わないものとする。

（7）監督職員は、現場閉所実績及び工程の進捗状況について確認する。

8. 工事成績評定

週休2日の達成状況による加点および減点の措置は行わないものとする。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

別紙1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォーター ジェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

別紙 1

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエ ステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設 置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02	1.02	1.02

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

別紙2

建築工事の補正係数

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新築・増築補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日（土日）適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

別紙2

建築電気設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新築・増築補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
	配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

建築機械設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新築・増築補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22